

# 宮城県私立高等学校等就学支援金交付要綱

## (趣旨)

第1 県は、私立高等学校等(以下「高等学校等」という。)の生徒等の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令112号。以下「政令」という。)及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。)の規定に基づき、就学支援金の代理受給を実施する高等学校等を設置する学校法人等(以下「学校法人等」という。)に対し、宮城県私立高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2 この要綱において、「高等学校等」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部並びに専修学校及び各種学校(省令第1条で定めるもの)をいうものとする。

## (交付対象経費及び補助金の額)

第3 交付対象経費は支給対象高等学校等の授業料とし、その額は、毎年度、法第4条の規定に基づき知事の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)について、法第5条第1項及び第2項、政令第3条及び第4条第2項並びに省令第5条から第7条の規定により算定される額を各支給対象高等学校等に在学するすべての受給権者について合算した額とする。

## (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書(以下「申請書」という。)の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

## (申請書添付書類)

第5 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請額内訳(別記様式第2号、第2-2号、第3号又は第3-2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

## (交付の条件)

第6 規則第4条の規定により就学支援金の交付の決定を受けた者は、当該交付金に係る申請額内訳を変更しようとするときは、変更交付申請書(別記様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内で交付決定額の10%以内の軽微な変更については、この限りでない。

## (変更申請書添付書類)

第7 第6により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更交付申請額内訳(別記様式第5号、第5-2号、第6号又は第6-2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書(以下「報告書」という。)の様式は、別記様式第7号によるものとし、その提出部数は1部とする。

(報告書添付書類)

第9 規則第12条第1項の規定により報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告額内訳(別記様式第8号、第8-2号、第9号又は第9-2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付金の交付方法)

第10 就学支援金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定に基づき、概算払により交付することがある。

2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第10号による請求書を知事に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第11 規則第17条第2項の規定により、学校法人に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る交付金に適用する。  
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成24年度予算に係る交付金に適用する。  
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る交付金に適用する。  
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る交付金に適用する。  
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度予算に係る交付金に適用する。  
2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地  
法人等名  
代表者名

令和年度宮城県私立高等学校等就学支援金交付申請書

標記について、下記のとおり交付されるよう、宮城県私立高等学校等就学支援金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月  
2 交付申請額 円

(添付書類)

- (1) 宮城県私立高等学校等就学支援金交付申請額内訳(様式第2号、第2-2号、第3号又は第3-2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

[担当者氏名:]  
[担当者連絡先:]

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地  
法人等名  
代表者名

令和 年度宮城県私立高等学校等就学支援金変更交付申請書

令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校就学支援金について、下記のとおり変更してくださいよう、宮城県私立高等学校等就学支援金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間	令和 年 月	～	令和 年 月
2 既交付決定額	円		
3 変更交付申請額	円		
4 差額(3 - 2)	円		

(添付書類)

- (1) 宮城県私立高等学校等就学支援金変更交付申請額内訳(様式第5号、第5-2号、第6号又は第6-2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

[担当者氏名 : ]  
[担当者連絡先 : ]

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地  
法人等名  
代表者名

令和 年度宮城県私立高等学校等就学支援金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校就学支援金の実績について、宮城県私立高等学校等就学支援金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象期間	令和 年 月	～	令和 年 月
2 交付決定額	円		
3 実績額	円		
4 不用額(2-3)	円		
(不足額)			

(添付書類)

- (1) 宮城県私立高等学校等就学支援金実績報告額内訳(様式第8号、第8-2号、第9号又は第9-2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

[担当者氏名 : ]  
[担当者連絡先 : ]

第 号  
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

法人等所在地

法人等名

代表者名

### 令和 年度宮城県私立高等学校等就学支援金交付金(第 期分)支払請求書

令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校就学支援金について、下記のとおり第 期分の支払を請求します。

記

1 支給対象期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月(第 期)  
2 請 求 額 円

### 口 座 振 替

交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残額	円

銀行名	銀行 支店
預金種類	当座・普通
口座番号	
ふりがな 口座名義	

[発行責任者 : ]  
[担当者所属 : ]  
[担当者氏名 : ]  
[担当者連絡先 : ]